

外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けて 関係機関が取り組むべきアクション

令和2年2月

外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチーム

留学生は、我が国の教育機関における教育を通じて高度な専門性や日本語能力を身に付けるのみならず、その留学期間中、日本人学生や地域住民と様々な形で交流することを通じて我が国を深く理解してくれる貴重な人材である。こうした留学生が、就職できず失意の下に帰国するというようなことはできる限り避けるべきであるところ、既に平成28年6月の「日本再興戦略」において留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指すこととされたが、実際の就職率は32%（大学、短大、高専、専修学校等を修了した留学生の平成29年度実績。うち大学（学部・院）を卒業・修了した留学生の平成29年度実績は35%。なお、平成28年度実績は、それぞれ31%、36%）にとどまっており、抜本的な対策が必要な状況にある。

本プロジェクトチームでは、これまでの議論や企業ヒアリング等の中で提示された、留学生等の就職や採用後の活躍に関する課題の整理を行い、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」の議論に反映するとともに、関係機関が取り組むべき事項について以下のとおり具体的なアクションを取りまとめた。

今後、関係機関の取組の進展に応じて、必要な検証を行っていく。

1. 企業情報の発信・ノウハウ共有

- ① 留学生の採用時に高い日本語能力（例えば日本語能力試験N1相当以上）を求める企業もみられるが、業務に必要な日本語能力のレベルは企業ごとに様々であり、採用時に求める日本語能力水準には多様性がある。こういった実態を踏まえ、関係省庁、産業界、支援事業者、大学等の連携により策定する留学生の多様性に応じた採用選考や選考後の柔軟な人材育成・処遇等に係るチェックリストやベストプラクティス等について、関係省庁の各種制度や施策と連携し、横展開していく。また、同チェックリスト等に基づく留学生向けの取組について、企業や大学等からの情報発信を促すため、関係省庁から経済団体や大学等への周知を徹底していく。《施策番号109》¹（行政、産業界、支援事業者、大学）

（想定される具体的な取組内容）

- 毎年度末に内閣官房・文部科学省・厚生労働省・経済産業省の4者連携で、経済団体に対して発出する就職・採用活動に関する要請文において、本プロジェクトチームで策定したチェックリストやベストプラクティス等²を参考に、企業や大学からの情報発信を行うよう促す。
- 大学及び支援事業者等が連携して実施する留学生向け就職イベント等において企業のベストプラクティスの周知を行うとともに、チェックリストの活用方法について周知を行う。また、支援事業者においても、チェックリスト等を活用した情報発信を行う。
- 「留学生就職促進プログラム」実施機関をはじめ大学等に対し、ベストプラクティス集の周知及び参画企業等に対するチェックリストの活用促進を図る。
- 「外国人雇用サービスセンター」や「留学生コーナー」において、留学生向け求人を希望する企業や就職説明会への参画企業に対してチェックリスト等を配付するとともに、留学生に企業の取組を効果的にPRできるよう活用促進を図る。
- 高度外国人材活躍推進プラットフォームや企業向け周知媒体を通じたベストプラクティス集やチェックリストの周知を図る。

¹（※）「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（令和元年12月20日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）への盛り込み事項。以下同じ。

²「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」（令和2年2月28日）

- ② 「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を日本貿易振興機構（JETRO）に立ち上げたことを受け、関係省庁連携の下、企業と留学生を含む高度な知識・技能を有する外国人材の双方に分かりやすい関連施策情報等、各種情報発信の充実を図る。また、専門家による中堅・中小企業への伴走型支援を通して、留学生を含む高度外国人材の採用ニーズが高まっている地方企業に対しても就職から活躍までのきめ細やかな支援を迅速かつ効率的に提供するために、専門家を全国に配置する。さらに留学生を含む高度外国人材が企業に就職した後の活躍を促進するために必要な企業における取組の在り方を検討し、その普及・定着を図る。《施策番号 110》（※）（行政、産業界、大学）

（想定される具体的な取組内容）

- 留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業に対し、専門家による採用から活躍までのきめ細かな伴走型支援を提供する。伴走型支援を通じ、高度外国人材の活躍を海外の新規顧客の獲得等の新たなビジネスチャンスにつなげる中堅・中小企業の成功事例を創出し、他の成功事例と合わせて広く紹介することで、中堅・中小企業における留学生を含む高度外国人材の採用を促していく。令和元年度においては約 200 社に対し、伴走型支援を実施。令和 2 年度は伴走型支援の拡大を行う。
 - プラットフォームのポータルサイトに掲載している、関係省庁の施策情報、我が国での就労を希望する留学生の在籍大学の情報や、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業の情報等について、充実や改善を図る。
- ③ 外国人材の受入支援（留学生の採用を含む）や共生支援等に関し、地方創生推進交付金を活用した地方自治体の自主的・主体的で先導的な取組について、優良事例の収集・横展開を行う。
（行政、産業界、大学）

2. 企業におけるインターンシップ等の受入促進

- ① 留学生と企業が接触する機会となるインターンシップの促進に向けて、活動内容や在留資格手続きに係るガイドラインの見直しを行うとともに、留学生の日本での就労に必要な手続きについて、モデルケースの提示やフローの見える化を図る。また、適切な手続き方法について大学や企業等に広く周知する。《施策番号 115》(※) (行政、産業界、大学)
- (想定される具体的な取組内容)
- 留学生が在学中に企業でのインターンシップを行う際に必要となる手続きや要件等を明らかにし、ホームページやセミナー等を通じて周知を図る。
 - 留学生が卒業後就職する際に必要な在留資格手続きについて、手続きの流れの明確化を図り、また、モデルケース(事例)を示したガイドラインについてホームページやセミナー等を通じて留学生や企業等に広く周知する。
- ② 外国人共生センター(仮称)を拠点にインターンシップに係る説明会やセミナー等を通じ、企業における留学生や海外からのインターンシップの受入れ促進を図る。《施策番号 116》(※) (行政)
- (想定される具体的な取組内容)
- 今後設置予定の「外国人共生センター(仮称)」において、ハローワークや経済産業省が主体となり、国内の留学生や海外大学の外国人学生等のインターンシップ受入れに向けた説明会やセミナー等を開催する。
- ③ 「特定活動」の在留資格により認められるインターンシップについて、その対象となる外国の学生の要件や活動内容、制度の趣旨を明確にするとともに、より一層適正な制度の利用促進を図るためにガイドラインを策定する。《施策番号 117》(※) (行政)
- (想定される具体的な取組内容)
- 外国の大学の学生が本邦においてインターンシップを行う際の要件や活動内容等について、ガイドラインを策定し、企業等に広く周知する。

3. 秋卒業者の在留資格取扱の明確化

- ① 大学等の秋卒業者の国内就職を促進するため企業等の通年採用が促進されるよう取り組むとともに、就職が内定した留学生に対し、採用までの間本邦に滞在することを認めている「特定活動」の企業等への周知を行う。《施策番号 101》(※) (行政、産業界)
- (想定される具体的な取組内容)
- 企業における通年採用の促進を図るとともに、国内企業への内定者向け「特定活動」の取扱についての公表³を踏まえ、留学生や企業等に広く周知を行う。
- ② 留学生の日本での就労に必要な手続きについて、モデルケースの提示やフローの見える化を図る。また、適切な手続き方法について大学や企業等に広く周知する。【再掲】《施策番号 115》(※) (行政、産業界、大学)
- (想定される具体的な取組内容)
- 留学生が卒業後就職する際に必要な在留資格手続きについて、手続きの流れの明確化を図り、また、モデルケース(事例)を示したガイドラインについて、ホームページやセミナー等を通じて留学生や企業等に広く周知する。【再掲】

³ (入管庁 HP) 大学等の在学中又は卒業後に就職先が内定し採用までの滞在をご希望のみなさまへ
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanr/kouhou/nyuukokukanr_i07_00013.html

4. 業務に必要な日本語能力・スキルの向上

- ① ・大学が企業等と連携し、留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを「留学生就職促進履修証明プログラム（仮称）」として文部科学省が認定し、留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。《施策番号 105》（※）（行政、大学）

・文部科学省が認定する、留学生がビジネス日本語等を身に付けるための教育プログラム「留学生就職促進履修証明プログラム（仮称）」について在学中のみならず、企業への内定後や大学卒業後をフォローアップする教育プログラムについても認定することとして、更なる活用促進を図る。《施策番号 106》（※）（行政、大学）

（想定される具体的な取組内容）

- 大学が企業等と連携し、留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を身に付ける教育プログラムを策定し、文部科学省が認定する仕組みを構築する。その際、在学中のみならず、企業への内定後や大学卒業後をフォローアップする教育プログラムも対象とすることで、業務に必要な日本語能力等の向上を図る。

- ② 我が国を訪れる外国人が日常生活、職場等で使用できる日本語を学習できるよう、日本放送協会（NHK）が、提供する日本語教育コンテンツについて、対象言語の拡大や過去のコンテンツの有効利用の促進、ウェブサイトの充実等を進める。また、関係機関（在外公館、地方公共団体、教育機関、関係省庁等）において、必要に応じ当該コンテンツの利用拡大に向けて、我が国を訪れる外国人やその受入れ企業等に対し周知を実施する。《施策番号 83》（※）（行政、産業界）

（想定される具体的な取組内容）

- NHKが提供する、職場等で使用できる日本語学習コンテンツ等の利用拡大に向けて、企業等に広く周知する。

- ③ 国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務となっていることから、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成 31 年 3 月文化審議会国語分科会）を踏まえ、就労者等に対する日本語教師の養成・研修プログラムの改善・充実・普及を一層図るとともに、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格を整備すること等により、日本語教育全体の質の向上を図る。《施策番号 86》（※）（行政）

（想定される具体的な取組内容）

- 就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの充実を図り全国に普及していくとともに、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の検討を進める。国が委託した就労者等に対する日本語教師の研修プログラムについて、研修実施団体や実施時期等の情報につきホームページ等で発信する。また、今後、一定の要件を満たす日本語教師等に関し、企業へ情報発信する仕組みについて関係省庁において検討を行う。

5. 職場内での効果的なコミュニケーション

- ① 外国人留学生等を対象とした、職場定着のためのコミュニケーション能力の向上や雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした研修を実施するとともに、研修事業の知見を基に職場定着のための研修モデルカリキュラムを作成する。さらに、モデルカリキュラムやベストプラクティス等を活用して、事業主向けセミナー等を通じ、事業主や職場の上司等の職場における効果的なコミュニケーションの方法を周知する。《施策番号 119》(※) (行政、産業界)
(想定される具体的な取組内容)
 - 事業主向けセミナー等を通じ、外国人材と事業主や職場の上司等との職場における効果的なコミュニケーションの方法について周知を行う。
- ② 日本人社員の上司や同僚が外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法について調査を行うとともに企業における効果的なコンテンツや学び方の活用を検討する。(行政)
- ③ キャリアコンサルタント向け講習等を通じ、留学生や企業実務(ダイバーシティ経営等)等に精通したキャリアコンサルタントの育成を行う。《施策番号 121》(※) (行政)
(想定される具体的な取組内容)
 - 民間機関が実施する留学生や企業実務等を扱うキャリアコンサルタント向け講習等を通じて、留学生や企業実務(ダイバーシティ経営等)等に精通したキャリアコンサルタントの育成を行う。
- ④ 元留学生等の外国人社員を含め企業内におけるキャリアコンサルティングを積極的に実施することにより、外国人材の活躍や定着につなげる企業の事例を取りまとめ、周知を行う。《施策番号 122》(※) (行政、産業界)
(想定される具体的な取組内容)
 - 外国人社員も含めて、セルフ・キャリアドック等を実施した企業の好事例を取りまとめ、ホームページや企業向けセミナーを通じて周知を行う。